

藤・崎田の7海浜

●上陸産卵時期 5月から9月頃まで

●注意事項 ①海浜への車両(車・バイク・バギー)の乗り入れ

②ゴミの放棄

※海浜への車両の乗り入れやゴミなどの放棄を阻止することで、子ガメ・卵の踏みつぶし、親ガメ・子ガメの移動の妨げになることを防げます。希少な動物アカウミガメと、その上陸産卵地でもある串間市の自然を守るためにも、市民の皆さまのご理解ご協力をお願いいたします。

令和5年度 上陸産卵状況		
海岸名	上陸腹数	産卵腹数
高松・長浜	-	-
今町	-	-
下千野	0(-6)	0(-6)
崎田	3(±0)	2(±0)
大納・恋ヶ浦	17(-5)	5(-10)
石波	9(-13)	4(-6)
藤	0(-7)	0(-4)
合計	29	11

(※カッコ内は前年度との増減数)

問 生涯学習課文化係 ☎55-11163

5月は「赤十字運動月間」です

日本赤十字社では、毎年5月を「赤十字運動月間」と定め、広く皆さまに赤十字活動を知っていただき、活動へのご支援とご協力をお願いしています。

●日赤の主な活動

災害時の医療救護、こころのケア、救援物資配分などの災害救護活動のほか、防災・減災への普及啓発、救急法講習や出前講座、ボランティアの育成、国際救援など多岐にわたる人道的活動に取り組んでいます。

●日赤宮崎県支部串間市地区の取り組み

串間市日赤奉仕団による三角巾講習、防災訓練時のハイゼックス炊飯体験、今年度は青少年赤十字登録校へプランター、のぼり旗、クリアファイルを配布し活動への理解を深めてもらう啓発活動などに取り組みます。

●会費・活動資金

日赤が行う人道的活動に使われる資金を活動資金と言い、国や行政機関からの公的資金は無く、活動にご賛同いただく皆さまから寄せられる資金協力によって支えられています。趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。



●日本赤十字社宮崎県支部公式サイト <https://www.jrc.or.jp/chapter/niyazaki/>

問 串間市社会福祉協議会 ☎72-6943 市福祉事務所 ☎72-1123

退任人権擁護委員へ感謝状

串間市人権擁護委員として人権相談業務や人権啓発活動に貢献した野下賢良さん、武田盛充さんに2月7日、法務大臣と宮崎県人権擁護委員連合会長から感謝状が贈られました。

野下さんと武田さんは通算6年務め、昨年12月末で退任。

市役所で行われた伝達式は、宮崎地方法務局日南支局の井戸広支局長(当時)が法務大臣感謝状を、日南人権擁護委員協議会の佐藤幸一会長が県人権擁護委員連合会長感謝状を、2人に手渡しました。

野下さん、武田さんは「寂しい思いもあるが、今後も微力ながら啓発の協力をしていきたい」と話していました。



串間市木造建築物等地震対策 加速化支援事業補助のご案内

●補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された串間市に存する木造住宅(特殊な工法は除く)

①耐震診断

木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るために、耐震診断士が行う耐震診断費用の一部を補助します。

●補助額・最大13万6千円補助

②総合支援制度(耐震改修設計+耐震改修工事のパッケージ支援)

耐震診断の結果、耐震性のない住宅の耐震補強工事を行うことにより、その工事費の一部を補助します。

●補助額・最大100万円補助(工事費の80%)

③安全住宅住み替え制度

耐震診断の結果、耐震性のない住宅の除却および建て替え費用の一部を補助します。

●補助額

・除却工事 最大34万5千円補助(工事費の23%)

・建て替え工事 最大38万円補助(工事費の23%)

その他、事前に旧耐震基準木造住宅の相談などを行う耐震診断アドバイザーや耐震改修工事のローコスト工法アドバイザーの派遣も行っております。 ※補助件数には限りがありますので詳しくは左記までお問い合わせください。

問 都市建設課住宅係 ☎55-11133

イベント

新茶まつりを開催します

新茶の時期を迎え、丹精込めて育てられた串間産の新茶を串間市茶業振興会で販売いたします。串間の新茶を味わい、一緒に楽しんでみませんか。購入されていない方も毎年購入されている方もぜひお越しください。

●日時 5月31日(金) 午前9時~午後3時(無くなり次第終了)

●場所 道の駅くしま飲食物販施設内

●値段 税込み500円(1袋80グラム入り)

※ただし、悪天候などにより中止となる場合があります。

※数に限りがございますので無くなり次第終了となります。

問 農業振興課園芸特産係 ☎55-11150



顔認証マイナンバーカード (暗証番号が不要なカード)のご案内

●顔認証マイナンバーカードとは: マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安のある方が安心してカードを取得し、利用できるよう、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。本人確認方法は、顔認証または目視に限定されます。

●取得方法

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時または出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。

○利用できるサービス

・健康保険証としての利用
・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別など)を用いた本人確認書類としての利用
※訪問診療などは、令和6年10月以降に対応予定。

×利用できないサービス

・マイナンバー
・各種証明書のコンビニ交付
・オンライン診療、オンライン服薬指導
・その他のオンライン手続きなどの暗証番号の入力が必要なサービス
その他不明な点がありましたら、市民協働課までご連絡ください。

問 市民協働課 ☎72-1117

年金トピック

令和6年度 国民年金保険料について

令和6年4月から令和7年3月までの国民年金保険料は月額1万6,980円となります。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付や便利でお得な口座振替に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付も利用できるようになりました。

国民年金(第1号被保険者)の届け出を忘れていませんか?

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が加入する制度です。次のようなときは忘れずに届け出を行いましょ。

- 会社を退職したとき
- 配偶者が退職し、被扶養配偶者でなくなったとき
- 収入が増え、被扶養配偶者でなくなったとき
- 海外に居住し、任意加入する場合
- 海外から帰ったとき

問い合わせ先 市民協働課市民係 ☎72-1117 / 都城年金事務所 ☎0986-23-2571